

船舶事故調査報告書

平成25年5月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年10月29日（月） 12時55分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 ^{つの} 東方沖（海士ヶ瀬 ^{あまがせと} 戸） 角島灯台から真方位092° 3,700m付近 （概位 北緯34° 21.1′ 東経130° 52.9′）
事故調査の経過	平成24年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ラ・ガルサ ^ツ Ⅱ、38トン 135204、個人所有 20.15m (Lr) × 4.73m × 1.82m、FRP ディーゼル機関、1,471kW、平成7年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年7月11日 免許証交付日 平成23年7月11日 （平成28年7月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損（沈没）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、山口県宇部市宇部港から山口県長門市仙崎港に向かった。</p> <p>本船は、半年間ほど宇部港に係留していたので船底にカキ等が付着して船速が上がらず、関門海峡を通過したのち、約14～15ノット(kn)の速力で北進した。</p> <p>船長は、下関市豊北町と角島との間の海士ヶ瀬戸を船舶所有者と共に数回航行した経験があり、同瀬戸の最狭部には海士ヶ瀬の浅礁域があることを認識していたが、角島の西方沖を航行するよりも同瀬戸を航行して航行時間を短縮しようと思い、約5～6knの速力で手動操舵により同瀬戸に向けて北北東進した。</p> <p>船長は、海士ヶ瀬戸に設置された海士ヶ瀬南灯浮標及び海士ヶ瀬北灯浮標に沿って航行することなく、GPSプロッター（以下「GPS」という。）の画面に表示された水深を見ながら、水深0.9mと表</p>

	<p>示された所を避けて航行中、平成24年10月29日12時55分ごろ、急に水深が浅くなり、「コン、コン、コン」という音がし、本船が海士ヶ瀬の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、直ちに機関を中立運転として機関室を点検したところ、機関室に浸水しており、間もなく機関が停止し、船体が沈み始めて船尾船底部が海底に着底した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用して操舵室の天井頂部に避難していたところ、付近で操業していた漁船に救助された。</p> <p>本船は、後日、起重機船で吊り上げられて仙崎港に運ばれ、解撤処分された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約71cm（下関市特牛港^{こまつい}）</p>
その他の事項	<p>本船は、当初、操船経験豊富な船舶所有者が乗船予定であったが、社用のため、急に部下である船長が乗船することとなった。</p> <p>船長は、1年ほど前、本船を1回だけ操船した経験があった。</p> <p>本船の喫水は、船首が約1m、船尾が約2.5mであった。</p> <p>海図W115（油谷港付近）によれば、海士ヶ瀬戸の中央部には海士ヶ瀬北灯浮標及び海士ヶ瀬南灯浮標が設置され、両灯浮標の西方約50mが水深約5mの可航水域である。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、海士ヶ瀬戸を航行する際、船長が、設置されていた灯浮標に沿って航行せず、GPSの画面を見て水深0.9mと表示された所を避けながら海士ヶ瀬を北北東進したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船の操船が本事故の1年ほど前に1回だけであったことから、GPSの操作を熟知していなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、海士ヶ瀬戸を航行する際、船長が、設置されていた灯浮標に沿って航行せず、GPSの画面を見て水深0.9mと表示された所を避けながら海士ヶ瀬を北北東進したため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅礁域が存在する海域を航行する際は、事前に海図を精査して航行経路を確かめておくこと。 ・海域の状況を詳細に知らない場合は、浅礁域の航行を避けること。 ・小型船舶に乗船する際は、救命胴衣を適切に着用すること。